

議案第 7 1 号

市川市使用料条例の一部改正について

市川市使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 2 月 1 5 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市使用料条例の一部を改正する条例

市川市使用料条例（平成 1 1 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 野球場使用料の表中「野球場使用料」を「国府台公園野球場使用料」に改め、別表第 5 陸上競技場使用料の表中「陸上競技場使用料」を「国府台公園陸上競技場使用料」に改め、別表第 5 テニスコート使用料の表中「テニスコート使用料」を「国府台公園、行徳中央公園、塩焼中央公園及び北市川運動公園テニスコート使用料」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 興行の目的で使用する時の 1 時間当たりの額は、この表の市民等の欄又は市民等以外の者の欄に定める額に 1 0 0 分の 2 0 0 を乗じて得た額とする。

別表第 5 国府台公園、行徳中央公園、塩焼中央公園及び北市川運動公園テニスコート使用料の表の次に次の 1 表を加える。

北市川運動公園テニスコート照明施設使用料

1 時 間 当 た り の 額	1 面につき	1 4 0 円
-----------------	--------	---------

別表第 5 動物園入園料の表中「動物園入園料」を「大町公園動物園入園料」に改め、別表第 5 動物園年間入園料の表中「動物園年間入園料」を「大町公園動物園年間入園料」に改め、別表第 5 動物園備品使用料の表中「動物園備品使

用料」を「大町公園動物園備品使用料」に改め、同表の次に次の 1 表を加える。

北市川運動公園集会室使用料

区 分	1 時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
集 会 室 1	1 1 0 円	2 2 0 円
集 会 室 2	9 0 円	1 8 0 円
集会室 1 及び集会室 2 を 1 室 として使用する場合	2 0 0 円	4 0 0 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 9 年 6 月 1 日から施行する。ただし、別表第 5 国府台公園、行徳中央公園、塩焼中央公園及び北市川運動公園テニスコート使用料の表の次に 1 表を加える改正規定は、同年 7 月 3 0 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 5 国府台公園、行徳中央公園、塩焼中央公園及び北市川運動公園テニスコート使用料の表備考の規定は、平成 2 9 年 7 月 3 0 日以後のテニスコートの利用に係る使用料であって、同年 6 月 1 日以後に利用の許可の申請があったものについて適用する。

理 由

北市川運動公園に有料公園施設としてテニスコート、テニスコート照明施設及び集会室を設置することに伴い、その使用料の額を定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。